

安全・安心 かわら版



第3号 2023. 12

荒川区

編集・発行 荒川区区民生活部生活安全課
〒116-0002 東京都荒川区荒川2-25-3
荒川区役所分庁舎2階
TEL : 03-3802-4652 登録(05)0009号

お年寄りが狙われる
詐欺も
急な訪問者も怖い…



**録画機能付き
ドアホン**を子供たちに
薦められたけど
安くない
だろうし…



最近何かと物騒だし、
家族の安全の為にも

防犯カメラ

付けたほうが安心だよね…

でも

**値段が
高い**し…



荒川区では
防犯対策の



**補助金が
出ますよ！**

補助金額
費用の2分の1
(100円未満切捨)

補助条件

- ✓ 荒川区に住民登録があり、防犯対策をする住宅に現に居住している
- ✓ 今年度、初めて当補助金制度を利用する
※年度内は1回かつ、1種類の申請に限る
- ✓ 荒川区内の販売店で購入・設置する
※区外販売店・ネット通販不可

対象設備		補助金額
防犯カメラ		上限2万円
録画機能付きドアホン		上限7千円
玄関	防犯性の高い鍵、補助錠、サムターンカバー等	
窓	防犯フィルム、補助錠	
その他	センサーライト、ダミーカメラ等 【65歳以上限定】 通話録音機能付き電話機 (詐欺対策) AI特殊詐欺対策サービス	上限5千円
6戸以上の 共同住宅の家主等	防犯カメラ ※共用部分への設置に限る	上限 15万円



荒川区住まいの防犯対策
補助金交付制度

荒川区 防犯対策 検索

生活安全課 問合せ

03-3802-4625



2023年4月1日(土曜日)から
2024年3月29日(金曜日)までに
購入・設置された対象設備の補助金申請は

申請期限

2024年(令和6年)
3月29日(金曜日)必着

来庁申請は17時15分までに生活安全課までお越しください

※2024年3月末日は土日のため、申請期限は年度内最終開庁日(平日)の必着です

違法な乗り物は 買わない!乗らない!乗らせない!

ネット上などで「電動アシスト自転車」や「電動キックボード」等として販売されている乗り物の中には、実際にはそれらの基準等を満たしていない物も数多く出回っています。

たとえば…



「電動アシスト自転車」として販売されていたけど、モペット(電動自転車)では?

- 時速24kmを超えてアシスト力が働く
- 速度変更機能や加速スロットルが装備されている
- ペダルを漕がなくてもモーターのみでも進む
- アシスト力が基準を上回っている
(人力「1」に対して、アシスト力は最大「2」まで)

すべて電動アシスト自転車ではありません!



※モペットは、ナンバープレートの着装や保安部品(ライト・方向指示器・ブレーキランプ・バックミラー等)の装備・自賠責保険・共済の加入、ヘルメットの着用等必要な条件を満たせば「原動機付自転車」として公道走行出来る場合もあります

運転免許証も必要

その「電動キックボード」で公道を走っても大丈夫?

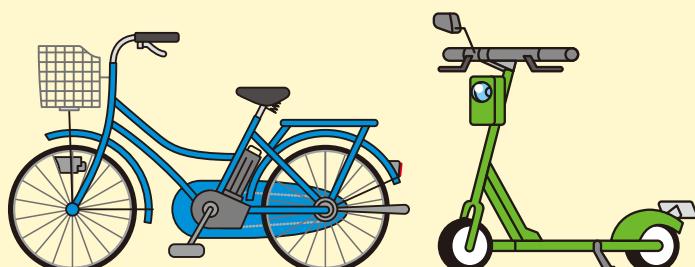
- ナンバープレートをつけていない
- 保安部品(ライト・方向指示器・ブレーキランプ等)が装備されていない
- 自賠責保険・共済に加入していない
- 利用者が酒気を帯びた状態である
- 利用者が16歳未満である

すべて
公道走行は
出来ません!



また、「歩道通行可」の標識のない歩道を、「電動キックボード」で通行することは違法です

- 「歩道通行可」の標識があっても、歩道を通行できるのは、時速6km以下の特例モードに切り替え、最高速度表示灯を点滅させた特例特定小型原動機付き自転車となる電動キックボードのみです



電動アシスト自転車や電動キックボード等を購入する際には、宣伝文句を鵜呑みにせず、規格や保安基準等を満たし「型式認定」を受けているかきちんと確認しましょう。利用者の責任です。



乗り物自体が基準を満たしていても、利用者が、それぞれの乗り物に定められた利用方法を守らなければ、違反として取締りの対象となります。

知っていた、いないにかかわらず、道路交通法に定められた基準を満たさずに公道を通行した場合、利用者が懲役刑や罰金刑等の対象となる可能性があります。

「知らなかった」「問題ないとと思った」…そんな言い訳は、一切通用しません!

問合せ 生活安全課交通安全係 ☎03(3802)3067